

教 職 第 5 7 9 号
平成 2 年 3 月 7 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・養護学校長
各 教 育 事 務 所 長
各 県 立 学 校 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

対外運動競技等の業務に従事した場合の教員特殊業務手当等の
取扱いについて（通知）

このことについて、平成 2 年 4 月 1 日以降、別添のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、この取扱いの実施に伴い、昭和 6 3 年 3 月 1 5 日付け教職第 7 0 8 号「対外運動競技等の業務に従事した場合の教員特殊業務手当及び出張の取扱いについて（通知）」は、廃止します。

また、この取扱いにあたっては「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の趣旨を尊重するように留意願います。

取扱いの主な改正内容は、下記のとおりです。

記

- 1 対外運動競技等の業務に従事した時間が 8 時間程度未満で、教員特殊業務手当（条例第 1 6 条第 4 号の手当）を支給している場合、「特業出張」扱いができることとしたと。
- 2 泊を伴う対外運動競技等の業務に従事した場合、「特業出張」扱いができることとしたこと。

対外運動競技等の業務に従事した場合の教員特殊業務手当等の取扱いについて

対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務に従事した場合については、次のとおり取り扱うことができるものとする。

1 対外運動競技等の業務に従事した場合の教員特殊業務手当等の取扱い

対外運動競技等において児童又は生徒を引率して指導業務に従事した場合で、教員特殊業務手当を支給するときは、当該業務に係る旅行を出張として取り扱うことができる（以下、この取扱いを「特業出張」という。）ものとする。

2 出勤簿等の記入

「特業出張」として取り扱った場合は、出勤簿の当該欄及び旅行命令簿の備考欄に「特業出張」と記入する。

3 留意事項

- (1) 「対外運動競技等」とは、教員特殊業務手当の運用方針要綱第3の第4項に定める対外運動競技等をいう。
- (2) 部活動の業務（上記1に該当する業務を除く。）は、従来どおりの取扱いとする。
- (3) この旅行命令は、予算の範囲内で行われるものであること。
- (4) この改正による教員特殊業務手当、旅費及び振替措置の関係は、別紙のとおりである。

4 実施時期

この取扱いは、平成2年4月1日以降実施された対外運動競技等に適用する。

別紙

対外運動競技等の業務に従事した場合の振替措置と 教員特殊業務手当及び旅費の関係

1 泊を伴わない対外運動競技等の業務に従事

(1) 勤務時間の振替措置を行う場合

当該教務が、正規勤務時間内の勤務となるので、正規の旅行命令による旅費を支給することとなる。

(2) 勤務時間の振替措置を行わない場合

教員特殊業務手当及び旅費の関係は、別表のとおりである。

2 泊を伴う対外運動競技等の業務に従事

(1) 勤務時間の振替措置を行う場合

当該教務が、正規勤務時間内の勤務となるので、正規の旅行命令による旅費を支給することとなる。

また、1日につき8時間程度の従事時間があれば、教員特殊業務手当も支給できる。

(2) 勤務時間の振替措置を行わない場合

教員特殊業務手当及び旅費の関係は、別表のとおりである。

別表

対外運動競技等の業務に従事した場合の教員特殊業務手当及び旅費の関係（振替措置を行わない場合）

従事日	従事態様	改正後の取扱い		従前の取扱い	
		特業手当	旅費	特業手当	旅費
土曜日	午前中から午後引	勤務時間以外 の従事時間が 4時間以上		第4号業務 の手当	出張
		勤務時間以外 の従事時間が 8時間以上		第3号業務 の手当	出張
		勤務時間以外 の従事時間が 4時間以上		第4号業務 の手当	特業出張
	午後から引	勤務時間以外 の従事時間が 8時間以上		第3号業務 の手当	特業出張
勤務を要しない日 又は学校職員 の休日	従事時間が4時間 程度以上		第4号業務 の手当	出張	特業出張
	従事時間が8時間 程度以上		第3号業務 の手当	出張	特業出張

(注) 1 「改正後の取扱い」は、平成2年4月1日から適用する。

2 「第3号業務の手当」とは、学校職員の特殊勤務手当に関する条例第16条第3号の業務（対外運動競技等）に支給される手当をいう。

3 「第4号業務の手当」とは、学校職員の特殊勤務手当に関する条例第16条第4号の業務（部活動）に支給される手当をいう。